

# 第2期小清水町地球温暖化対策実行計画

【小清水町の事務・事業における二酸化炭素削減計画】

平成26年度～平成30年度

平成 26 年 3 月

小 清 水 町

## 目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 基準年度・計画期間	2
4 対象範囲	3
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	4
1 基準年度の二酸化炭素排出量	4
2 削減目標	5
第3章 具体的な取組	6
1 取組内容	6
2 再生可能エネルギーの活用	7
第4章 計画の推進と点検・評価	8
1 推進体制	8
2 点検・評価	9
3 公表	9
第5章 資料編	10
1 課別エネルギー使用量	10
2 課別二酸化炭素排出量の削減量	11

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これにともない太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような中、国際的には、平成9年12月京都で開催された「地球温暖化防止京都会議」（COP3）において、我が国では平成20年から平成24年の間に温室効果ガスの総排出量を、平成2年と比較して6%削減する目標が定められました。

また、平成21年12月に開催されたコペンハーゲン国連気候変動会議（COP15）では実質的な合意には至らなかったものの2020年（平成32年）までに25%削減することを表明しています。

この目標に向けて、平成11年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者及び住民のそれぞれの責任を明らかにするとともに、都道府県、市町村に対し「温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）」の策定が義務付けられました。

本町においても、平成21年に策定した第1期小清水町地球温暖化対策実行計画の点検・評価を踏まえ、第2期計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けて率先して取り組みます。

## 2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものです。

本町の事務事業の実施に当たっては、本実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

## 3 基準年度・計画期間

基準年度を平成23年度とし、計画期間を平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

目標年度については、平成30年度とします。

### ■ 第1期実行計画

基準年度 平成18年度

計画期間 平成21年度から平成25年度（中間年度 平成23年度）

目標年度 平成25年度

### ■ 第2期実行計画

基準年度 平成23年度

計画期間 平成26年度から平成30年度（中間年度 平成28年度）

目標年度 平成30年度

## 4 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

なお、指定管理者制度により外部委託している事務・事業は対象外としているが、可能な限り受託者に対して、本実行計画の趣旨に沿った取組を実践するよう要請します。

また、第1期実行計画では対象施設としていたが、基準年度である平成23年度以降に指定管理者制度により外部委託となった、あるいは、今後外部委託が予定されている施設については本実行計画から除外します。

### 【対象施設一覧】

所管課	施設等名称
総務課	役場庁舎、出張所、公用車
町民生活課	住民センター、ごみ処理場、葬斎場、交通安全指導車
産業課	活性化センター、原生花園インフォメーションセンター、キャンプ場
建設課	集会所、簡易水道施設、農業集落排水施設
愛寿苑	愛寿苑、公用車
保育所	保育所、へき地保育所
教育委員会	教育委員会庁舎、小・中学校、給食センター、公用車

### 【除外施設】 指定管理者制度により施設管理を外部に委託

- ・ 止別公民館 : 平成25年度から
- ・ 高齢者生活福祉センター : 平成26年度から
- ・ コミュニティプラザ : 平成26年度から

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

### 1 基準年度の二酸化炭素排出量

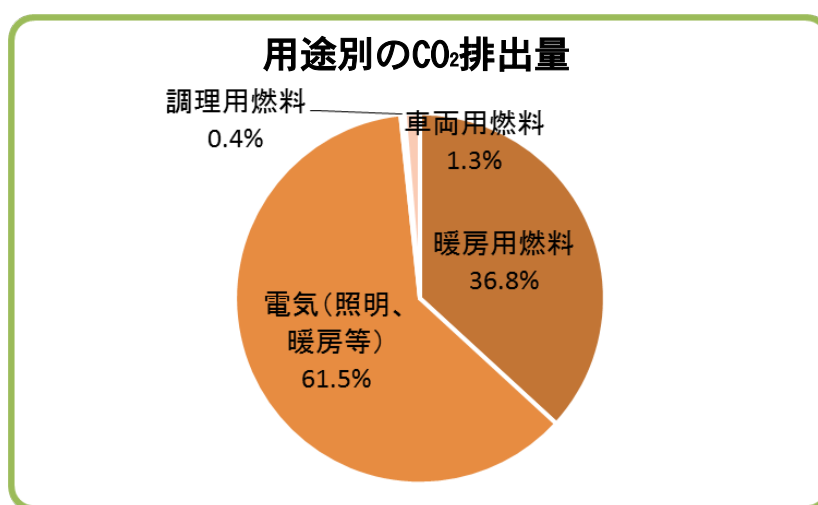
町の事務・事業における温室効果ガスの排出量は、施設、車両等の燃料や電気の使用量を『二酸化炭素』の排出量に換算し、算出します。

#### 町の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量

【基準年度：平成23年度】

燃料等	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	割合
ガソリン	12,871 0	29,861	1.2%
軽油	1,397 0	3,604	0.1%
灯油	369,123 0	919,116	36.8%
LPガス	2,919 m <sup>3</sup>	8,757	0.4%
電気	2,232,009 kWh	1,535,622	61.5%
合計	—	2,496,960	100.0%

基準年度（平成23年度）二酸化炭素排出量 2,496,960 kg-CO<sub>2</sub>



## 2 削減目標

平成23年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成30年度の二酸化炭素排出量を6%（149,735kg-CO<sub>2</sub>）削減することを目指します。

目標年度（平成30年度）二酸化炭素排出量	2,347,225 kg-CO <sub>2</sub>
----------------------	------------------------------

区分	基準年度排出量 平成23年度	削減目標	目標年度排出量 平成30年度
二酸化炭素	2,496,960 kg-CO <sub>2</sub>	<b>6%</b>	2,347,225 kg-CO <sub>2</sub>

### 各項目別の二酸化炭素排出量(kg-CO<sub>2</sub>)と削減量

区分	基準年度 (平成23年度)		目標年度 (平成30年度)		削減量	
	使用量	二酸化炭素 排出量	使用量	二酸化炭素 排出量	使用量	二酸化炭素 排出量
ガソリン(ℓ)	12,871	29,861	11,509	26,701	△ 1,362	△ 3,160
軽油(ℓ)	1,397	3,604	864	2,229	△ 533	△ 1,375
灯油(ℓ)	369,123	919,116	232,789	579,645	△136,334	△339,471
LPガス(m <sup>3</sup> )	2,919	8,757	2,269	6,807	△ 650	△ 1,950
電気(kwh)	2,232,009	1,535,622	2,517,214	1,731,843	285,205	196,221
合計	—	2,496,960	—	2,347,225	—	<b>△149,735</b>

## 第3章 具体的な取組

### 1 取組内容

#### (1) 電気使用量の削減

- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り、照明の点灯時間の短縮に努めます。
- ・ 昼休みや時間外の不必要箇所の消灯を行います。
- ・ トイレ、会議室などに利用者がいない時は消灯します。
- ・ 夏期における冷房使用は、必要最小限に控え、適正な温度管理を行います。
- ・ クールビズ、ウォームビズを推進します。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・ OA機器の電源をこまめに切るよう努めます。

#### (2) 燃料使用量の削減

- ・ 冬期間の事務室や施設の暖房は、適正な温度管理を行います。
- ・ 公用車の使用の際には、緩やかに加速する、車間距離にゆとりを持ち加速・減速を減らす、エアコンを適切に使用するなどのエコドライブに努めます。
- ・ 車両を適正に整備・管理し、更新の際には小型自動車、軽自動車や低燃費車の導入を図るとともに、ハイブリットカー等の環境負荷の低減に配慮した車両へ移行します。
- ・ 近距離の移動は、徒歩や自転車を使用します。

#### (3) 物品等の新規購入、更新

- ・ 消耗品であっても使い捨て製品の購入を控え、詰め替えやリサイクルが可能な製品の購入に努めます。
- ・ 事務用品などの物品購入する場合には、エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルのついた環境に配慮した製品を選択し、グリーン購入を積極的に推進します。



#### (4) 施設の新築、改築

- ・ 施設を新築、改築する時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努めます。

#### (5) 町有林の管理

- ・ 恵まれた豊かな森林資源を適切に管理し、継続的な森林吸収源の確保・拡大を図ります。

#### (6) その他の取組

##### ① 用紙類

- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努めます。
- ・ リサイクル用紙を購入します。

##### ③ 水道

- ・ 日常的に節水を心がけます。
- ・ 設備等の更新時は、節水型機器の導入に努めます。

##### ④ ゴミの減量、リサイクル

- ・ 廃棄物の分別を徹底し、排出量削減に努めます。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控えます。
- ・ 3R運動の取り組みを推進します。
  - **R e d u c e** (リデュース) ・ ・ ・ ・ 廃棄物の発生抑制
  - **R e u s e** (リユース) ・ ・ ・ ・ 再使用
  - **R e c y c l e** (リサイクル) ・ ・ ・ ・ 再資源化

## 2 再生可能エネルギーの活用

自然の活動などによって絶えず再生・供給されている環境にも優しい再生可能エネルギーの有効活用を積極的に進めます。

- ・ 小清水小学校に、太陽光発電システム (9.99kw) を平成24年12月導入
- ・ 小清水中学校に、太陽光発電システム (9.82kw) を平成25年12月導入

## 第4章 計画の推進と点検・評価

### 1 推進体制

この計画の取り組みを推進し、掲げた削減目標を達成するためには、全職員が自ら事務・事業を遂行する中で実践していく必要があります。また、組織的な取り組みが必要であることから推進本部を設置します。

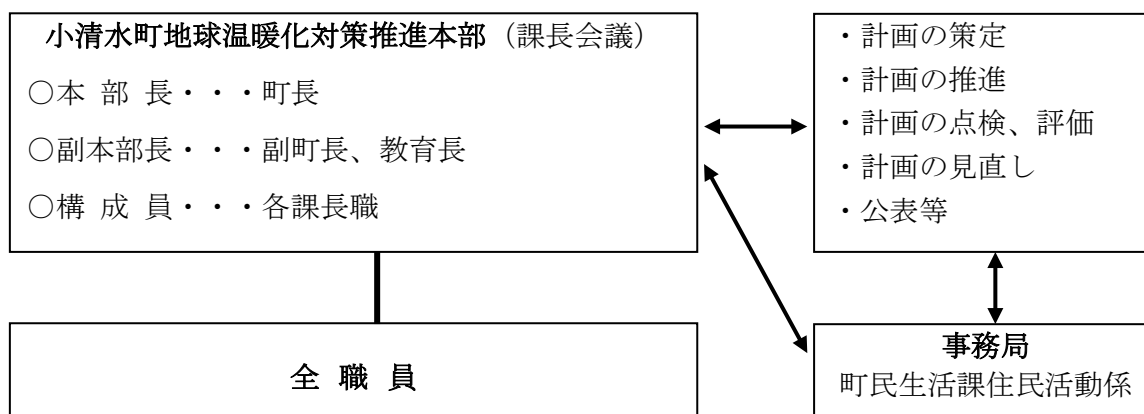
#### (1) 推進本部

町長を本部長、副町長、教育長を副本部長、課長職を構成員として組織し、計画の策定、推進、点検、評価及び見直しを行います。

#### (2) 事務局

町民生活課住民活動係に事務局を置き、計画の推進に必要な事務を行います。

#### 推進体制組織図



#### (3) 職員への啓発

職員一人ひとりが積極的に地球温暖化対策に取り組むために、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、意識の啓発を行います。

## 2 点検・評価

計画期間の中間年度にあたる平成28年度、また、最終年度の翌年度にあたる平成30年度において、事務局が関係課の協力を得て推進状況を把握し、推進本部において点検評価を行います。

## 3 公表

計画の進捗状況について、二酸化炭素排出量の推移等を広報誌、ホームページ等により公表します。

## 第5章 資料編

### 1 課別エネルギー使用量

【平成23年度：基準年度】

区 分	ガソリン(ℓ)	軽 油(ℓ)	灯 油(ℓ)	LP ガス(m <sup>3</sup> )	電 気(kwh)
総務課	8,468	384	2,878	1	178,205
町民生活課	1,106	0	17,468	190	168,047
保健福祉課	0	0	0	0	0
産業課	0	0	19,137	373	145,363
建設課	0	0	1,490	7	993,200
愛寿苑	296	492	68,400	1,076	145,032
保育所	0	0	14,232	569	43,872
教育委員会	3,001	521	245,518	703	558,290
合 計	12,871	1,397	369,123	2,919	2,232,009

【平成30年度：目標年度】

区 分	ガソリン(ℓ)	軽 油(ℓ)	灯 油(ℓ)	LP ガス(m <sup>3</sup> )	電 気(kwh)
総務課	8,213	384	5,500	1	200,000
町民生活課	1,106	0	21,000	190	172,000
保健福祉課	0	0	0	0	0
産業課	0	0	19,137	373	150,000
建設課	0	0	2,000	7	973,336
愛寿苑	290	480	68,400	1,076	142,131
保育所	0	0	14,232	569	45,000
教育委員会	1,900	0	102,520	53	834,747
合 計	11,509	864	232,789	2,269	2,517,214

## 2 課別二酸化炭素排出量の削減量

(kg- CO<sub>2</sub>)

区 分	基準年度 (平成23年度)	目標年度 (平成30年度)	削減量
総務課	150,410	171,343	20,933
町民生活課	162,247	173,762	11,515
保健福祉課	0	0	0
産業課	148,780	151,970	3,190
建設課	687,053	674,656	△ 12,397
愛寿苑	275,282	273,241	△ 2,041
保育所	67,329	68,105	776
教育委員会	1,005,859	834,148	△ 171,711
合 計	2,496,960	2,347,225	△ 149,735